

## 議案第56号

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、経過日」を「までの間は、改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているもの」に改める。

附則第3項中「間に最初の」を「間に」に、「以外」を「（新条例第3条第1項第3号の規定により、経過日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）以外」に、「新条例第3条第1項第3号」を「同号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、<u>改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日(以下「経過日」という。)までの間に主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)を修了しているものとみなす。</u></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る<u>最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日(以下「経過日」という。)までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつて</u></p>

3 前項の規定により経過日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（新条例第3条第1項第3号の規定により、経過日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

は、平成32年3月31日) までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第3条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

2 整備政令第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
  - 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設
  - 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
  - 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- 3 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める施設は、前項第一号及び第二号に掲げる施設とする。
- 4 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手続とする。

- 一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 支給決定
  - 二 生活保護法第三十八条第一項第一号に規定する救護施設 同法第三十条第一項ただし書の措置
  - 三 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。） 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置
  - 四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。） 支給決定
- 5 前項第二号の規定は、都道府県知事が同号の措置を講ずる場合には、適用しない。この場合において、整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第二項第三号に規定する最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所している者に係る入所前の居住地又は現在地の市町村とする。

（適用除外とされた者に係る住所の特例の適用に関する読み替え）

第四十四条 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としなざれた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち前条第一項で定めるものその他特別の理由がある者で前条第二項で定めるものに限る。）であつた介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法施行規則第二十五条の規定の適用については、同条中「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」とあるのは、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号。以下「整備政令」という。）第十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき」と、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」とあるのは、「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至った年月日」と、「法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは、「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第一百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる旧施行規則第二十二條の九第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、旧施行規則第二十二條の八、第二十二條の九及び第四百四十條の七第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、第四十二条に規定する基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 前項の規定により介護保険法施行規則第四百十條の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過することにより、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3・4 (略)

2 前項の規定により新令第四百十條の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3・4 (略)

(厚生労働省組織規則の一部改正)  
 第四十條 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(看護サービスマン推進室及び看護職員確保対策官)                      第十五條 (略)</p> <p>2 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)                      第六十六條 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法第五條の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>	<p>(看護サービスマン推進室及び看護職員確保対策官)                      第十五條 (略)</p> <p>2 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関する)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)を行う。</p> <p>(認知症施策推進室及び介護保険指導室)                      第六十六條 (略)</p> <p>2 認知症施策推進室は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五條の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 3 8 (略)</p>

(法附則第十四條の厚生労働省令で定める要件)

第四十一條 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「地域包括ケア強化法」という。)附則第十四條の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院(地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八條第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。)を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四條第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

(法附則第二十八條の厚生労働省令で定める基準)

第四十二條 地域包括ケア強化法附則第二十八條の厚生労働省令で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、この省令の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設(介護保険法第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第四十三條 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三條に規定する厚生労働省令で定めるもの等)  
 第四十三條 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下「整備政令」という。)第二十三條及び同條の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三條第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九條第一項の規定による支給決定(同法第五條第七項に規定する生活介護(以下この項において「生活介護」という。)及び同法第十項に規定する施設入所支援(次項において「施設入所支援」という。)に係るものに限る。以下「支給決定」という。)を受けて指定障害者支援施設(同法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。)に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項の規定により障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者とする。



介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令  
 (介護保険法施行規則の一部改正)  
 第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

改 正 後

目次

- 第一章 第三章 (略)
- 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
  - 第一節 第四節 (略)
  - 第五節 介護保険施設(第百三十四条―第百四十条の二の四)
  - 第六節 第十節 (略)
- 第五章 地域支援事業等(第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の四)
- 第五章の二 介護保険事業計画(第百四十条の七十二の五・第百四十条の七十二の六)
- 第六章 第十章 (略)
- 附則

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。

(削る)

第九條の二 (略)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 (削る)

改 正 前

目次

- 第一章 第三章 (略)
- 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
  - 第一節 第四節 (略)
  - 第五節 介護保険施設(第百三十四条―第百四十条の二)
  - 第六節 第十節 (略)
- 第五章 地域支援事業等(第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の三)
- 第六章 第十章 (略)
- 附則

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。及び管理栄養士
- 二 病院、診療所又は訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号、以下「指定居宅サービス等基準」という)第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号、以下「指定介護予防サービス等基準」という)第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)の保健師、看護師及び准看護師

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

(傍線部分は改正部分)

参  
考

(抜  
粋)

○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第五十五号)の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信